

InGreen レンタサイクル要項

(目的)

第1条 この要項は、庄内空港緩衝緑地及び庄内空港への利用者にパークセンターが貸出用自転車（以下「レンタサイクル」という。）を貸し出すことにより、当緑地利用者への充実と交通アクセスの利便性向上を図り、にぎわい及び観光振興の促進を目的として、必要な事項を定めるものとする。

(管理運営)

第2条 レンタサイクルの管理運営は、庄内空港緩衝緑地パークセンター（以下「パークセンター」という。）が行う。

- 2 レンタサイクルの営業時間は、午前9時から午後5時までとする。
- 3 レンタサイクルの保管および管理は、パークセンターで行う。

(利用対象者)

第3条 レンタサイクルを利用できる者は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 中学生以上の者であること。（ただし、18歳未満の場合は保護者の同意が必要。）
- (2) レンタサイクルを利用するにあたり、安全上支障がない者。
- (3) 本要項及び道路交通法、その他交通規則等を厳守すること。
- (4) 酒気を帯びていないこと。
- (5) 反社会的勢力に所属していないこと。

(利用申込)

第4条 レンタサイクルを利用しようとする者（以下「利用者」という。）は、住所、氏名等を証することのできるものを提示し、様式第1号により必要事項を記入し提出しなければならない。

- 2 前項の規定により利用の申込みを受けた場合は、申請書の記載事項に間違いがないか確認を行い、レンタサイクルを貸与するものとする。
- 3 借り受けたレンタサイクルは、決められた時間内に借り受けた場所へ返還しなければならない。

(引き渡し)

第5条 利用者は、レンタサイクルを引き受ける際に、車両本体、ブレーキ、タイヤ、空気圧等に異常がないことを立会いのものと、必ず確認しなければならない。

- 2 利用者は、レンタサイクルを引き受け、利用を開始した時点でレンタサイクルに異常がないことを承諾したものとする。

(利用期間)

第6条 レンタサイクルの利用期間は、次のとおりとする。

- (1) レンタサイクルの利用期間は、4月～10月とする。
- (2) レンタサイクルの1回の利用期間は、原則1日以内とする。ただし、日付をまたいで使用を希望する場合は、事前にパークセンターと相談すること。

(利用料金)

第7条 レンタサイクルの利用料金は、次のとおりとする。

- (1) 2時間まで 800円
- (2) 4時間まで 1,200円
- (3) 1日間まで 2,000円

(権利の譲渡等の禁止)

第8条 利用者は、レンタサイクルに関する権利を譲渡、又は転貸してはならない。

(事故等の責任)

第9条 利用者は、レンタサイクルの借受期間中に、当該レンタサイクルに係る事故が発生したときは、事故の大小にかかわらずパークセンターに連絡を入れ、必要な場合は警察に連絡するなど、法令上の措置をするとともに、利用者自らの責任において事故の解決に努めなければならない。

- 2 レンタサイクルの利用期間中に、事故に起因しないトラブル等で自走困難になった場合は、パークセンターに連絡を入れ、場所、原因、状況等の報告をしなければならない。
- 3 レンタサイクル利用に伴い発生した事故については、パークセンターはその責任を一切負わないものとする。

(損害賠償の義務)

第10条 利用者は、自己の責めに帰すべき事由によりレンタサイクルを毀損し、又は滅失したときはこれを現状に回復しなければならない。

- 2 利用者が、自己の責めに帰すべき事由による自他の人身又は物損事故については、その損害を賠償しなければならない。

(禁止行為)

第11条 利用者は、次に掲げる行為を行ってはならない。

- (1) 無謀な運転及び酒気を帯びての運転。
- (2) 携帯電話・スマートフォンを操作しながらの運転。
- (3) イヤホン・ヘッドホン等の使用や傘さし運転。
- (4) 危険箇所、不適當な場所または方法での使用。
- (5) 歩行者等の通行障害となるような行為。
- (6) 貸出商品の構造・装置等の改造及び変更。
- (7) ヘルメット無着用での走行。
- (8) その他、法令諸規則に反する行為、若しくはパークセンターが危険と判断される行為。

附 則

この要項は、令和元年7月1日から施工する。